

【連結財務書類に対する注記】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、一般会計及び公営企業会計以外の特別会計における開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法又は移動平均法による原価法によっています。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 有償刊行物……………最終仕入原価法による原価法

② 種苗等生産物……………売価還元法による原価法

③ 土地区画整理事業に係る保留地……………個別法による原価法

④ 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

ただし、一部の連結対象団体においては、個別法による原価法によっています。

⑤ 貯蔵品等……………先入先出法による原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、最終仕入原価法による原価法又は低価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 4 年～50 年

工作物 5 年～80 年

物 品 2 年～60 年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の償還免除又は債権放棄の平均により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、個別に回収可能性を勘案し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 3 百万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

日々仕訳の導入により月次での財務書類作成が可能となることから、月次財務書類を作成した際に減価償却費を正確に反映させるため、減価償却方法を年割りから月割りに変更しています。また、減価償却開始時点を使用開始の翌年度から使用開始の翌月に変更しています。令和 5 年度期首減価償却累計額への影響額は次のとおりです。

事業用建物	▲4,181 百万円
事業用工作物	▲327 百万円
事業用船舶	▲42 百万円
インフラ建物	▲362 百万円
インフラ工作物	▲9,632 百万円
物品	▲123 百万円
無形固定資産	▲121 百万円
合計額	▲14,787 百万円

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

係争中の訴訟等

会計年度末時点で係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① ① 仙台地裁令和3年(ワ)第1233号
(損害補償等請求額 12百万円 被告 宮城県)
- ② 仙台地裁令和5年(ワ)第1522号
(損害補償等請求額 1,015百万円 被告 宮城県)
- ③ 仙台高裁令和6年(行コ)第1号
(損害補償等請求額 27百万円 被告 宮城県)

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	公営事業会計	全部連結	—
水道用水供給事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
地域整備事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
流域下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
港湾整備事業特別会計	準公営企業会計	全部連結	—
地方独立行政法人宮城県立病院機構	地方独立行政法人	全部連結	—
地方独立行政法人宮城県立こども病院	地方独立行政法人	全部連結	—
公立大学法人宮城大学	地方独立行政法人	全部連結	—
宮城県土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
宮城県道路公社	地方三公社	全部連結	—
宮城県住宅供給公社	地方三公社	全部連結	—
仙台臨海鉄道（株）	第三セクター等	比例連結	33.33
阿武隈急行（株）	第三セクター等	比例連結	25.60
（公財）宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	第三セクター等	全部連結	—
（公財）宮城県環境事業公社	第三セクター等	比例連結	33.33
（公財）宮城県文化振興財団	第三セクター等	全部連結	—

(公財) 慶長遣欧使節船協会	第三セクター等	比例連結	50.00
(社福) 宮城県社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	—
(一社) 東北地域医療支援機構	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 宮城県腎臓協会	第三セクター等	比例連結	39.55
(公財) みやぎ産業振興機構	第三セクター等	全部連結	—
宮城県信用保証協会	第三セクター等	比例連結	29.48
(公財) 宮城県国際化協会	第三セクター等	全部連結	—
(一財) みやぎ産業交流センター	第三セクター等	全部連結	—
(株) 仙台港貿易促進センター	第三セクター等	比例連結	32.46
宮城県漁業信用基金協会	第三セクター等	比例連結	25.89
(公社) みやぎ農業振興公社	第三セクター等	全部連結	—
(公社) 宮城県青果物価格安定相互補償協会	第三セクター等	比例連結	41.54
(一社) 宮城県畜産協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) みやぎ林業活性化基金	第三セクター等	全部連結	—
(一社) 宮城県林業公社	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 宮城県フェリー埠頭公社	第三セクター等	全部連結	—
宮城県開発 (株)	第三セクター等	比例連結	33.33
仙台空港鉄道 (株)	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 宮城県スポーツ協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 宮城県暴力団追放推進センター	第三セクター等	全部連結	—
仙台臨海通運 (株)	第三セクター等	比例連結	33.33

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としています。
- ③ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としており、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等は、出資割合や活動実績等に応じて比例連結の対象としています。また、連結の対象としている第三セクター等が出資している団体のうち出資割合等が 50%を超える団体においては、その連結対象の団体と同割合で連結対象としています。

なお、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

次年度予算において財産収入として措置されている資産及び宮城県公有財産調整会議において売却方針である資産を計上しています。

イ 内訳

事業用資産 661 百万円（647 百万円）

土地 661 百万円（647 百万円）

令和 6 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、鑑定評価による価額が判明しているものについてはその価額、その他のものについては公示地価又は路線価等による評価方法によっています。

上記の（ ）内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。